

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和7年（2025年）4月21日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

- 1 業務名称 上下水道局本庁舎消防用設備保守点検業務
- 2 実施場所 下関市上下水道局本庁舎内（下関市春日町7番32号）
- 3 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- 4 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- 5 入札条件
 - （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - （2）この公告の日から入札日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - （3）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿中の「庁舎等管理業務（消防設備管理）」に登録があり、かつ、地域区分が「市内」又は「準市内1」であること。
 - （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
 - （5）下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項第2条第1項の規定に

該当しないこと。

- (6) 本件に係る入札参加資格確認申請手続において、滞りなく手続が完了し、入札参加資格を認められていること。

6 入札参加資格確認申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり入札参加資格確認申請書（様式1）を下関市上下水道事業管理者に提出すること。

- (1) 提出方法 持参又はファクシミリによる。

- (2) 受付期間 令和7年4月25日（金）午後5時まで

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また受付期限を経過した場合は受理しない。また、持参又はファクシミリのどちらの提出方法であっても、上記期限までに必着とする。

- (3) 提出・問合せ先

下関市上下水道局総務課総務係

〒750-8525 下関市春日町7番32号

（電話番号）083-231-3121

（FAX 番号）083-231-3122

7 入札参加資格の確認結果

確認結果は、令和7年4月28日（月）までに入札参加資格確認通知書（様式2）により通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

8 現地確認

現地確認をする場合は、事前に連絡の上、日時等を調整して行うこと。

連絡先 下関市上下水道局総務課総務係

（電話番号）083-231-3121

9 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 下関市上下水道局総務課
- (2) 日時 令和7年4月21日(月) 午前9時から令和7年4月25日(金)
午後5時まで

10 仕様書、契約条項等に対する質問

- (1) 質問方法 ファクシミリによること。様式は任意とする。
- (2) 受付期間 令和7年5月1日(木) 午後5時まで
- (3) 回答 後日速やかに質問提出者のみに書面で回答する。
- (4) 送付先 下関市上下水道局総務課総務係
(FAX番号) 083-231-3122

11 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和6年5月12日(月) 午前11時00分
- (2) 入札場所 下関市上下水道局本庁舎3階 入札室

12 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、落札者において納付の必要がある場合は、後日通知する。

14 無効とする入札

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (2) 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
- (3) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
- (4) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
- (5) 入札金額を訂正したもの
- (6) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの

15 その他

- (1) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 入札会場への入場は、1入札者につき、1名までとする。
- (4) 入札においては、入札書（様式3）を使用すること。また、入札書に記載する金額については、入札書に記載された金額に10%を加算した金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者かを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (5) 代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）を代理人に持参させること。
- (6) 最も低い金額を入札した者を落札者とする。なお、不調の場合を考慮して、入札回数は初回を含め3回までとする。
- (7) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。
- (8) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認められた時は、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (9) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなった時又は指名停止措置を受けた時は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

以上